

町・県民税の申告に係る注意点

問 税務課住民税担当 内 131～134

医療費控除の申告、ふるさと納税（ワンストップ特例制度）の利用に係る注意点、郵送による提出については、下記をご確認ください。

■ 医療費控除を申告する人

「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。

▼ 領収書の内容を記入する場合

住所・氏名・医療費の明細欄・医療費の合計金額などを必ず事前にご記入ください。

▼ 医療費通知を添付する場合

医療費の明細欄の記入は不要ですが、医療費通知に関する事項欄（医療費の合計金額など）を必ず事前にご記入ください。

記入がない場合、申告が受けられません。

※申告時に「医療費の領収書」の添付・提示は不要。医療費控除の明細書に記入した領収書は自宅で5年間保管してください（税務署から提示・提出を求められる場合があります）。

※医療通知書は領収書ではありません。

■ ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用の人

この制度は申告をしないことが条件となります。制度を利用した人が申告書を提出した場合、ワンストップ特例制度は受けられません。そのため、申告時に寄附金控除（ふるさと納税）も一緒に申告する必要があります。申告をする際は、収入・控除の記入漏れにご注意ください。

■ 町・県民税の申告をしなくてよい人

①勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人
②確定申告をする人
③納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族になっている人

※国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者は保険税（料）算定のため申告が必要な場合があります。

詳細は各保険税（料）担当にお問い合わせください。

※収入が公的年金等のみで、その収入金額が101万5千円以下（65歳以上の人には151万5千円以下）のときは、町・県民税が非課税となり、申告は不要です。ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を追加する場合は申告が必要です。

■ 申告に必要なもの

①マイナンバーカードまたは顔写真付きの身分証明書
②税務署からの確定申告のお知らせ（届いた人）
③収入がわかるもの（源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など）

※収支内訳書は事前にご記入ください。

④控除を受けるための書類（国民健康保険税等の支払証明書、生命保険料・地震保険料控除証明書、障がい者手帳など）

※国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の控除参考資料は住民課から1/30（金）より順次発送予定。

⑤申告者名義の口座がわかるもの

⑥ボールペン・電卓

2 申告受付日程の希望日に来庁して当日券で予約

1日定員120人（1時間20人※当日券10人・インターネット予約10人）の完全入替制です。
※開庁前に並ぶ際は北口玄関側へ（藤久保公民館は入口前）。先着順。



予約方法は
P9をご覧ください

▶ 当日券は 8:00 配布開始

▶ 集合時間 10分前に会場へ

※予約順での受付です。申告内容によっては順番が前後する場合があります。

▼表1 (区分と集合時間)

区分	申告受付時間	集合時間	当日券配布時間	定員
①	9:00～10:00	9:00	当日 8:00～ ※開庁前に並ぶ際は 北口玄関側へ (藤久保公民館は入口前) ※ネット予約について は前ページへ	各区分 20人 (当日券10人 ・ネット予約10人) 1日6区分 120人
②	10:00～11:00	10:00		
③	11:00～12:00	11:00		
④	13:00～14:00	13:00		
⑤	14:00～15:00	14:00		
⑥	15:00～16:00	15:00		

※1人あたりの受付時間は約15分です。

※上記の時間以外は申告会場へ入場できません。

※電話等での事前予約は行っていません。

! 来庁時のお願い

- 当日券またはインターネット予約は申告する人の人数分をお取りください。
- 会場内に十分な待機スペースがないため、区分②以降の人は当日券を取得後、一度ご自宅への帰宅・お車での待機等にご協力ください。
- 集合時間に遅れると、申告を当日受けられないことがあります。

■ 町・県民税の申告受付日程

▼表2 (申告受付日および受付会場)

対象地域	日程	会場
全地域（還付申告・年金受給者申告）	2/5(木)・6(金)	藤久保公民館ホール
上富	1・2・3区	2/16(月)
北永井	1・2・3区	2/17(火)・18(水)・19(木)
	1・2区	2/20(金)・24(火)・25(水)
藤久保	3・4区	2/26(木)・2/27(金)・3/2(月)
	5・6区	3/3(火)・4(水)・5(木)
竹間沢・みよし台	1区	3/6(金)・9(月)
全地域（平日以外）	2/22(日)・3/7(土)※3/7(土)は午前のみ（表1の区分③まで）	三芳町役場 3階 会議室
上記日程に都合がつかない人	3/10(火)・11(水)・12(木)・13(金)・16(月)	

※対象地域の日程で都合がつかない場合、別日の対象地域でも申告受付ができます。

並ばず
に
自宅
から
でも
申告
できる！

マイナンバーカードで簡単スマホ申告！

スマートフォンとマイナンバーカードを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告を作成・提出（送信）できます。この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

■ スマホ確定申告の手順

1 マイナポータルとの連携



マイナポータルにログインして各種サイトを連携させる。

2 確定申告書の作成・提出



確定申告書等作成コーナーで申告内容を入力し、提出。

スマート確定申告などの問合せはこち

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

※【受付】月～金曜日（12/29～1/3、休日等、を除く。）

